

ほろかない

Public Relations Magazine

Horokanai



特集 ◆ 上杉周大氏がそばの里大使に就任！

CONTENTS

- そばの里大使就任式…2 ● 町の補助事業…4
- newsspot (ニューススポット) …10 ● information…14
- 年金だより…15 ● 後期高齢者医療制度のお知らせ…16
- こんにちは保健師です…18
- NEWWIND (ニューウインド) …19 ● 議会だより…20

<http://www.town.horokanai.hokkaido.jp/>

MAY 2016

5

No.725

幌加内そばの里大使就任式開催！



北海道出身のミュージシャンで、テレビ番組「ブギウギ専務」やテレビCMなどで大活躍されている上杉周大さんが、今回『幌加内そばの里大使』に就任されたのを記念し、平成28年4月23日（土）幌加内町生涯学習センター「あえる」において、町民やファンを集めた就任式を開催しました。

就任式では、細川町長から上杉大使へ委嘱状と名刺が交付され、上杉大使が就任への抱負を語ってくださいました。

また、上杉大使は、交付されたばかりの名刺を来場された方一人ひとりに手渡しし、握手を交わしたり、記念写真を撮ったりと、和やかな雰囲気の中で、来場者に温かい手打ちのそばも振る舞われていました。

今後も上杉大使は、そばの栽培や収穫体験などの農作業や、幌加内町新そば祭りへの参加も予定されており、幌加内そばのPRに大きく貢献していきます。

就任式後は、幌加内 高校を訪問



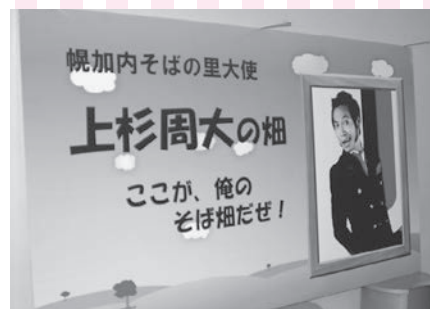
上杉大使人生初の そば打ちに挑戦！



名 刺



委嘱状



大使の畑看板

上杉大使経歴紹介

1982年2月札幌市生まれ。2000年にロックバンド「THE TON-UP NOTORS」を結成し、ライブやコンサートを中心に活動され、2007年上杉さんをメインとするSTVテレビ「ブギウギ専務」の放送で、北海道を代表するエンターテイナーとして注目されるようになりました。昨年は、映画や舞台デビューも果たし、北海道出身タレントとして今後も益々のご活躍が期待されております。

町の補助・助成事業

町民の皆様に関わる28年度の補助・助成事業をお知らせします。
 なお、申請方法など詳しい内容が知りたい場合や、ご不明な点などがありましたら
 各担当までお問い合わせください。

地域振興室 (電話 35-2121)

地域間交流・地域活性化

【事業名】夢・人・郷づくり事業補助金

【概要】以下の事業を行う場合、補助を行います。

- (1) 本町の振興発展のため、まちづくりに意欲ある町民を国内外へ調査研修等派遣する場合。
- (2) 国内外との交流および国内での発表会、競技会へ参加する場合。
- (3) 町民の資質向上と意識改革のため講師を招へいし、講演会、研修会、学習会、イベント等を開催する場合

【補助率】原則対象経費の50%とします。

産業課 (電話 35-2122)

農業関連

【事業名】農業振興奨励補助金

【概要】「幌加内町農業振興計画」に定める施策の推進を図るため、農業者、関係団体等が自ら取り組む補助対象経費が50万円以上の事業に補助を行います。

【対象事業】(1) 農業基盤整備事業 (2) 営農施設整備事業 (3) 農村環境整備事業 (4) 環境保全対策推進事業 (5) 農業機械導入事業 (6) 営農対策推進事業 (7) 奨励作物振興事業 (8) 畜産振興対策事業 (9) アグリビジネス推進事業 (10) 担い手農業者育成事業 (11) 農村活性化推進事業 (12) 地域営農緊急対策事業

【補助額】補助経費の2分の1以内の額

※対象事業毎に補助対象者や補助金の額などがありますので、ご確認ください。

【事業名】農業振興資金

【概要】農家・農業生産団体が自主的に農業経営を拡大し、地域に適合した近代的農業の確立と農家経済の安定を図るため、必要な資金の融資と利子の補給(4.0%以内)を行います。

【融資額】(1) 個人の場合営農施設整備1,000万円、その他の事業500万円 (2) 農業生産団体の場合は1,000万円です。(※土地基盤整備、営農施設等整備、畜産振興、地力増進、特産物開発は、融資率事業費の90%、融資利率6.5%以内、償還期間10年以内(うち据置期間3年以内)、経営安定については、融資率事業費の100%、融資利率、償還期間、据置期間は他と同様。)

商工業関連

【事業名】商工業振興奨励補助金

【概要】「幌加内町総合振興計画」に定める商工業の活性化施策の推進を図るため、幌加内町商工会員等及び小規模企業者が自ら取り組む補助対象経費に補助を行います。

【対象事業】(1) 店舗等建設事業 (2) 店舗等建設用地取得事業 (3) 機械設備導入事業 (4) 担い手経営支援事業 (5) 新事業開発研究事業

【補助額】上記(1)(3)の補助経費の2分の1以内の額で限度500万円、上記(2)は、補助経費の全額で限度100万円以内、上記(4)は、100万円、上記(5)は、補助経費の2分の1以内の額で限度

100万円以内。なお、左記(1)(2)(3)の補助金合計額は、500万円以内です。
 ※対象事業毎に補助対象要件や補助金の額など上限が異なりますので、ご確認ください。

【事業名】プレミアム付商品券発行補助金

【概要】地元商店の振興策として商工会が行うプレミアム付商品券の発行に対し、補助金を交付する事業です。夏期間、冬期間の2回実施しています。

【補助額】10,000円の商品券に2,000円分のプレミアムが付いています。

建設課 (電話 35-2123)

【事業名】 持ち家建設促進事業

【概要】 町内に住宅を建設する者（持ち家建設促進奨励金）及び従業員の居住用に供する住宅を建設する企業等（雇用促進住宅建設奨励金）に対し、助成します。

【補助額】

①持ち家建設促進奨励金～住宅に係る課税標準額の100分の15以内の額として200万円。特別住宅は250万円を限度としたものに下記の表に定める加算額を合算した額。

加算項目	用 件	加 算 額
新築住宅建設加算	住宅を新築した者	一律 200 万円
中古住宅購入加算	中古住宅を購入した者	200 万円に経年減点補正率を乗じた額

②雇用促進住宅建設奨励金～雇用促進住宅に係る課税標準額の4分の3以内とし、1戸あたり300万円が限度としたものに、建設地に係る評価額の2分の1以内を合算した額。

※特別住宅とは、北方型住宅及び長期優良住宅のことです。

※北方型住宅の登録を受け特別住宅として申請する場合は、他の国費事業と重複できない場合がありますので事前にご相談ください。

【事業名】 農業集落排水処理施設排水設備工事改造資金融資あっせん事業

【概要】 農業集落排水設備工事を施工し、自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難である方に対して、融資します。

【融資額】 90万円までを限度額に融資します。

※90万円に満たない場合は工事金額となります。また、利子補給は、取扱金融機関が資金を融資したときは、資金に係る利子の金額を金融機関との協議書による利子以内で町が利子等を補給します。延滞利子については負担しません。

【事業名】 個別排水処理施設排水設備工事改造資金融資あっせん事業

【概要】 個別排水設備工事を設置し、自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難である方に対して融資します。

【融資額】 90万円までを限度額に融資します。

※90万円に満たない場合は工事金額となります。また、利子補給は、取扱金融機関が資金を融資したときは、資金に係る利子の金額を金融機関との協議書による利子以内で町が利子等を補給します。延滞利子については負担しません。

【事業名】 住宅リフォーム補助金事業

【概要】 幌加内町に住民票の登録がされており、自己の居住の用に供する、住宅リフォーム工事を実施するものに対し、助成します。

【補助額】 ①工事金額が30万円を超えるリフォーム工事とし、工事に要した金額の5分の2以内の額とし、30万円が限度。（町外業者は20万円が限度）

※工事施工者は建設業の許可が必要です。



住民課 (電話 35-2124)

【事業名】 幌加内町害虫駆除薬剤購入補助金

【概要】 幌加内町の区域において発生した害虫（カメムシなど）を駆除するための薬剤購入費を助成します。

【補助額】 購入金額の2分の1（上限3万円）を補助します。

環境衛生

【事業名】 廃屋等撤去促進事業補助金

【概要】 幌加内町の景観に支障を与え、又は支障を与える恐れのある建物を撤去し、美しい景観形成と生活環境の整備を図るための廃屋等撤去の助成を行います。

【補助額】 解体にかかる経費の3分の2（上限50万円）を補助します。

※ただし、助成期間内で1回限り

交通

【事業名】 路線バス利用促進にかかわる助成制度

①バス回数券助成

【概要】 J R北海道バス深名線の利用を図り、地域住民の交通手段を確保することを目的として、回数券・定期券の助成を行います。

【助成対象者】 本町に住所を有する65歳以上の方及び幌加内高校生

【助成額】 1,000円の回数券を800円で購入できます。（1,100円分利用することができます。）

②バス定期券助成

【助成対象者】 本町に住所を有する高校生、大学生、各種学校生及び本町に住所を有する65歳以上の方

【助成率】 20%以内

【事業名】 チャイルドシート等購入費助成

【概要】 乳幼児の交通安全対策と子育て支援の一環として、チャイルドシート等を新規に購入した保護者に対し、その購入費用に要した費用の一部を助成します。

【助成額】 20,000円を限度に助成します。

※20,000円に満たない場合はその額となります。



国民健康保険・乳幼児医療

【事業名】 乳幼児等医療費助成事業

【概要】 乳幼児等（中学校3年生まで）の医療費の一部を助成します。医療費から基本利用料、食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額を保護者に対して助成します。

【事業名】 人間ドック受診助成事業

【概要】 人間ドックを受診する35歳以上の方（幌加内町国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療保険被保険者）に対して助成します。

【助成額】 20,000円を限度に助成します。

教育委員会 (電話 35-2177)

【事業名】 奨学資金

【概要】 高等学校・大学・技術者養成機関・特定の学芸技能を修得する機関に入学又は在学する方で、学資の支弁困難な者に対して貸与又は支給します。

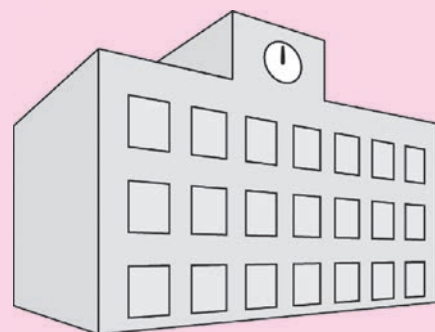
【補助額】

①高等学校：月額15,000円以内（幌加内高等学校：1万円以内）

②大学：月額3万円以内

③医師を養成する大学：月額12万円以内

④技術者養成機関又は特定の学芸技能を習得する機関：月額3万円以内



～高等学校生徒下宿費等補助事業～【平成 28 年度新規事業】

高等学校の生徒が幌加内町外へ入学又は在学する保護者の経済的負担軽減を図り、修学機会を確保することを目的として、下宿等に係る費用の一部を助成いたします。（下宿とは、下宿・アパート・寮のことを言います。）

【助成対象者】

町外の高等学校へ入学する者又は在学者で下宿の費用を負担し生計を一にする親族
（生徒同士で居住している場合はどちらか一人の親族）

【補助額】

下宿の費用が、月額 3 万円を超える場合に、生徒一人につき月額 1 万円を助成（最大 12 万円 / 年を助成）

【対象外となる場合】

- 1 下宿の費用が 3 万円に満たない場合
- 2 下宿の入居が連続して 1 ヶ月に満たない場合
- 3 下宿に親族が居住している場合
- 4 生計を一にする親族に公租公課を滞納している者がいる場合
- 5 国、北海道、他の市町村から下宿費の費用に係る助成を受けている場合

【申請に必要なもの】

印鑑、下宿の契約書の写し及び領収書等の写し、助成金の振込先が分かるもの

【留意事項】

- 1 平成 29 年 2 月までに申請をお願いします。
- 2 助成金の支払いは、下宿費等の領収を確認後 3 月末ごろを予定しています。

【お問い合わせ先】

幌加内町教育委員会 学務課 ☎ 35-2177 まで

保健福祉課

（電話 35-3090）

保

健



【事業名】 インフルエンザワクチン接種事業

【概要】 町内医療機関において、インフルエンザ予防接種を受ける方に、その費用を助成します。

【接種料金】 中学生以下：無料、高校生以上：自己負担 1,000 円

【事業名】 肺炎球菌予防接種助成事業

【概要】 町内医療機関において、肺炎球菌予防接種を受ける満 70 歳以上の高齢者にその費用全額を助成します。

【接種料金】 無料

【事業名】 日本脳炎予防接種助成事業

【概要】 日本脳炎予防接種区域となったため、経過措置対象者（18 ～ 20 歳）の町外医療機関での接種に対して助成します。

【助成額】 6,000 円

【事業名】 人間ドック受診助成事業

【概要】 医療機関において人間ドックを受診する 35 歳以上の方（幌加内町国民健康保険の被保険者でない）に対して助成します。

【助成額】 20,000 円を限度に助成します。

※医療保険から人間ドック受診に係る費用負担を受ける場合は、これを差し引いた額になります。

※平成 26 年度から町外医療機関で受診した場合も助成の対象となります。

子育て支援

【事業名】保育料無償化事業

【概要】双葉保育園・みゆき保育所に入所されている園児の子育て支援策として保育料を無償化しています。

【事業名】乳幼児任意予防接種助成事業

【概要】町内の医療機関において、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルス、B型肝炎の各予防接種を受ける乳幼児の保護者に各予防接種費用を全額助成（接種料金無料）するものです。
※予防接種の対象となる年齢は予防接種により異なりますので、ご確認ください。

【事業名】風疹予防接種助成事業

【概要】町内の医療機関において、先天性風疹症候群の発生を予防することを目的に、対象者（妊娠中の女性やその家族等）の予防接種費用を全額助成（接種料金無料）します。

【事業名】遺児手当支給事業

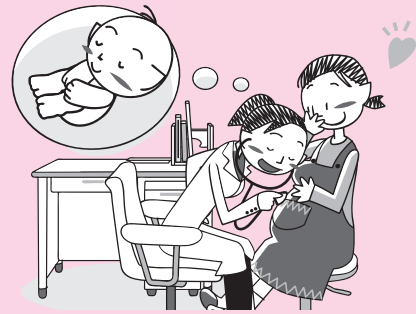
【概要】生計の中心となっている者を失った義務教育終了前の児童等を扶養している方に手当を支給します。

【支給額】月額 2,000 円

【事業名】児童養育手当支給事業

【概要】3人以上の児童を養育し、かつ、生計を同じくする方に養育手当を支給します。

【支給額】月額：支給要件児童3人目以降1人につき 8,000 円



【事業名】出産祝金支給事業

【概要】町内に1年以上在住し、2児を養育し、第3子以上の出産があり、かつ6カ月以上児童を養育している方に出産祝金を支給します。

【支給額】10万円

【事業名】妊婦健康診査等助成事業

【概要】妊婦さん一人につき、妊婦一般健康診査14回分、超音波検査6回分の受診券を交付し、妊婦健康診査を医療機関及び助産所で受診していただきます。里帰り等のため委託医療機関等以外の医療機関等で受診した場合は、健康診査の費用を助成します。

【事業名】指定ごみ袋支給事業

【概要】満2歳に満たない乳幼児、幌加内町障害者等日常生活用具給付事業・家族介護用品支給事業により紙おむつの支給を受けている世帯にごみ袋を支給します。

【支給枚数】燃やせるごみ用70リットル袋をひと月に4枚、年間50枚程度とします。

※ひと月に満たない場合は1週1枚とします。

介

護

【事業名】高齢者等の住みやすい住宅改修事業

【概要】介助を必要とする高齢者及び重度身体障がい者が自宅において暮らしやすい生活ができるように住宅の浴室、便所、洗面所、玄関等を改修する場合助成を行います。

【助成額】50万円を限度に費用の2分の1を助成します。

【事業名】除雪サービス事業（在宅生活、介護予防支援事業）

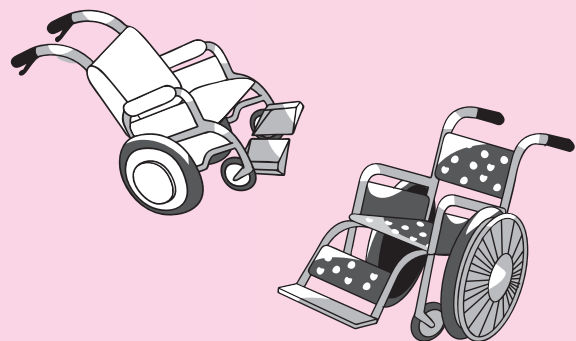
【概要】一人暮らしの高齢者、高齢者世帯等で、自力で除雪することが困難な方に対して、自立した生活及び介護予防を支援するために、除雪時に家屋の玄関、居間・寝室の窓、屋根の除雪を行います。

【自己負担額】1シーズン 6,000 円

【事業名】寝たきり老人等介護手当支給事業

【概要】65歳以上の在宅の寝たきり老人、65歳未満の在宅者寝たきり重度心身障がい者、65歳未満の寝たきり特定疾患患者又は認知症の状態にある者の介護者に対し、介護手当を支給します。

【支給額】月額：8,000 円



【事業名】家族介護用品支給事業

【概要】町民税非課税世帯であり、要介護4または5の介護保険の認定を受け、在宅で常時介護を受けている者を介護する家族に対し、月額8,500円以内、年額10万円以内の介護用品を現物支給します。

障がい者・高齢者関連

【事業名】高齢者世帯等生活支援費支給事業

(1) 除雪費支給

【概要】世帯主が70歳以上、同居の親族が65歳以上の老人で構成されている世帯や70歳以上の独居老人世帯、母子世帯、身体障害者手帳1級又は2級に該当し、その方の収入により生計が維持されている世帯等に除雪費の一部を助成します。

【支給額】25,000円以内

(2) 福祉灯油代支給

【概要】世帯の前年の総所得金額を合計し、配偶者及び扶養親族等の数に応じて算出された、定められた所得等の基準以下の老人家庭等に暖房用灯油代の一部を助成します。

【支給額】年額：7,000円

(3) 高齢者福祉手当支給

【概要】町民税非課税世帯で年齢70歳以上の高齢者に対し手当を支給します。

【支給額】年額：10,000円

【事業名】高齢者敬老事業

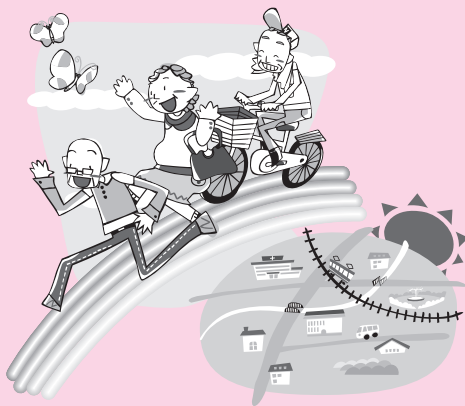
【概要】以下の事業に対して助成をおこないます。
敬老事業：各自治区で実施する敬老会事業の経費として、満年齢75歳以上の敬老者に対して1人3,000円を助成します。

百歳記念祝金：百歳に達する方に5万円の百歳記念祝金を贈呈します。

金杯：結婚後50年目の夫婦に金婚記念品として金杯を贈呈します。

【事業名】高齢者等「せいわ温泉ルオント」入館料優待事業

【概要】満65歳以上の方、身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に年24回分の「政和温泉ルオント」の入館料優待券を交付します。



【事業名】成年後見制度利用支援事業

【概要】判断能力が不十分で日常生活に支障があり、成年後見制度の対象となった方の利用料の助成を行います。

【助成額】(1) 在宅生活者 月額：28,000円 (2) 施設等入所者 月額：18,000円



【事業名】身体障害者用自動車改造費助成事業

【概要】重度の上肢、下肢または体幹機能障害を有する重度身体障害者（児）が就労、通学、通院、通所、生業等のために自動車を取得し、改造する場合に要する経費の一部を助成します。

【助成限度額】100,000円

※自ら運転する自動車の場合は、操作装置および駆動装置等の改造に要する経費となります。

【事業名】障害者福祉手当支給事業

【概要】町民税非課税で、身体障害者手帳1級又は2級に該当する方、療育手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級に該当する方、国民年金法の障害者基礎年金を受けている方に対して手当を支給します。

【支給額】年額：1万円

【事業名】在宅障害者（児）施設通所費助成事業

【概要】心身障害者（児）及び精神障害者が社会復帰するための施設や訓練施設へ通所する交通費を助成します。

【助成額】交通費の半額

【事業名】在宅障害児療育費助成事業

【概要】療育機関に通所する在宅障害児が療育指導を受けるために要する自己負担額を助成します。

【事業名】精神障害者通院交通費助成事業

【概要】精神障害者に対して、月2回分を限度に通院交通費を助成します。

【事業名】難病患者通院費助成事業

【概要】難病患者に対して、月2回分を限度に通院費の実費相当額を助成します。



平成28年度～入学式&入園式～



4月に行われました小・中・高等学校の入学式と
保育園の入園式の様子をご紹介します。

朱鞠内小学校入学式
4月7日（木） 新入生 1 名



双葉保育園入園式
4月1日（金） 新園児 5 名



幌加内中学校入学式
4月7日（木） 新入生 8 名



幌加内小学校入学式
4月7日（木） 新入生 6 名



幌加内高等学校入学式
4月8日（金） 新入生 24 名





中学校 交通安全教室

5月2日（月）、幌加内中学校駐車場において、交通安全教室が行われました。

士別トラック協会の協力により、ダミー人形を使ったトラックとの模擬事故を見た生徒達は、交通事故に対して、更なる注意意識を持ちました。



小学校

交通安全教室



4月28日（木）、幌加内小学校において、交通安全教室が行われました。

皆さんが普段乗っている自転車の危険性と便利性を、士別署の警察官が教えてくれました。



春の防災パレード



4月26日（火）、深川地区消防組合幌加内支署による、春の防火パレードが行われました。消防車など12台で消防署前から母子里地区までパレードしながら、火災予防を呼び掛けました。



朱鞠内小学校 交通安全教室

5月2日（月）、朱鞠内支所駐車場において、交通安全教室が行われました。

車の危険性や自転車の運転の際の注意事項など、士別署の警察官が教えてくれました。



高額寄付者



4月25日（月）、札幌市手稲区在住の小柳伸司様が幌加内町に一般寄付として100万円を寄付してくださいました。

今回の寄付は、伸司様のご母様であります小柳アヤ子様が長年、母子里に居住されておりましたが、3月30日（水）にご逝去されました。生前のアヤ子様のご意志と伸司様のご好意により、母子里の私有地（661㎡）と100万円のご寄付をいただきました。

小柳様へは、5月2日（月）に札幌市のご自宅へ同い、町長より感謝状の贈呈をさせていただきました。

浄財は本町の医療・介護の充実に役立てる予定です。



町長への手紙 第5回手紙内容紹介



手紙

そばの付加価値向上・そばの花を活かした景観作り等、そばでの地域振興策を今後どのように考えているのか。



お答え

そばの付加価値を上げていく活動は行政だけではできません。生産者をはじめ、JA、商店、商工会、行政等、それぞれの機関が役割を認識・情報を共有し一体的に進めること、そして、それぞれが主体的に進められる事業を含めて、支援していくことが行政の望ましい形だと考えています。

産地としての使命は、まずは高品質で安定した「そば」の収量を確保するための農業基盤整備事業の推進や、「玄そば」がオール幌加内ブランドとして確立できる出荷体制のための整備支援、幌加内高校におけるそば授業の展開や、手打ち蕎麦研による「こだわりの蕎麦提供」等、これらの結果が総合的にあいまって、付加価値の向上に繋がってきたもので、今後も継続、よ

り進展していくことが、さらなる付加価値の向上に繋がっていくものと考えております。

また、ブランドの確立は、発信者側が決めるものではなく、実需者や消費者の皆さんの支援により作り上げていただくものです。そのためにも、そばだけではなく、「幌加内」の地名を含めて大きく発信していくことが大変重要だと考えております。

そばの花を活かした景観作りにつきましても、各関係機関の情報共有と理解が必要となります。

これまで、町観光協会やそば活性化協議会では「フットパス」の整備や「そばの丘」の看板の設置等をしてきております。そば振興計画でも、そばの畑の景観活用について、部会（観光部会）での検討が進められておりますので、今後の検討内容を基に進めたいと考えています。

なお、あくまでも一案ですが、利雪型低温倉庫の運転により、安定した良品質の玄そば提供が可能となったことも踏まえ、そば祭りの開催期日を開催当初の7月末に変更すること、そばの花が最盛期の景観を堪能してもらえ、一石二鳥の効果になるのではないかと考えております。



学校給食米寄贈

4月12日（火）、幌加内町役場において、北空知広域農業協同組合連合会様から学校給食用米の贈呈式が行われました。

きたそらち農業協同組合 早崎優美代表理事組合長様から学校給食米（2ヵ月分）の寄付を頂きました。



幌加内そばの里アドバイザーに委嘱されました

幌加内そばの里アドバイザーは、専門的な知識と経験を活かして、そば振興及び関連する事項の推進に必要な助言を得ることが期待できる方から町長が委嘱します。

この度、全麵協理事長で、そば振興や地域おこしの分野で広く国内外にわたり、ご活躍されている中谷信一さんが委嘱されました。委嘱期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間で。



新しい校長先生、教頭先生紹介

幌加内中学校

教頭 岸田 賢治



①前経歴

南富良野中学校

②自己PRと抱負

小学生のころから朱鞠内湖に釣りに来て、もう何百回にもなります。ですからこの自然豊かな幌加内町に赴任でき、幸せをかみしめています。また、そばも大好きで、これもまた日本一の産地に住むことができてうれしい限りです。早く町に慣れて幌加内の子どものための教育のために、皆様のお力を借りながら全力で頑張っていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

朱鞠内小学校

校長 遠藤 友文



①前経歴

士別南小学校

②自己PRと抱負

本校は小さな学校です。だからこそ、子ども一人一人を大切に、地域の高い教育力を有効に活かす学校づくりを推進します。また、来年の開校百周年記念事業を、地域・職員とともに進めていきます。私は自身の趣味として合唱曲を歌い続けてきました。朱小の職員や子どもたち、地域の皆さんと調和し、美しいハーモニーを奏でられるよう鋭意努力してまいります。

幌加内小学校

教頭 玉造 至



①前経歴

滝上町立滝上小学校

②自己PRと抱負

早く幌加内町の雰囲気になれて、しっかりと仕事をしたいと思っています。また、「そば打ち」の経験がしたいと思っています。チャンスがあれば、「そば打ち資格」にもチャレンジできるくらいになってみたいと思います。幌加内小学校の児童といっしょに多くの体験をして、一緒に成長したいと思っていますので、皆様からのご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況をみると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

- ①就労が認められる在留資格であること
- ②雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと
- ③社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと

なお、厚生労働省では雇用対策法に基づく、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いします。

また、お問合わせにつきましては、お近くのハローワーク又は労働基準監督署までお願いします。

放送大学10月入学生募集

放送大学ではテレビ等の放送やインターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で、幅広い世代の方が学んでいます。

ただいま平成28年10月入学生を募集しています。詳しい資料を送付致しますので、お気軽にお問い合わせください。

募集学生の種類

－ 教養学部 －

科目履修生（6ヶ月在学し、希望する科目を履修）
選科履修生（1年間在学し、希望する科目を履修）
全科履修生（4年以上在学し、卒業を目指す）

－ 大学院 －

修士科目生（6ヶ月在学し、希望する科目を履修）
修士選科生（1年間在学し、希望する科目を履修）

出願期間

平成28年6月15日～8月31日

平成28年9月1日～9月20日

（インターネットでの出願も受けつけております）

資料請求（無料）・お問い合わせ先

〒060-0817

札幌市北区北17条西8丁目（北海道大学構内）

放送大学北海道学習センター

TEL:011-736-6318

放送大学ホームページ <http://www.ouj.ac.jp>

役場総務課税務係
☎52121（内115）

【お問い合わせ】

北空知信用金庫本支店、きたそ
らち農業協同組合幌加内支所、
役場出納窓口、役場朱鞠内支所

たします。
また、口座振替をご利用の方
は、口座残高の確認をお願い
します。

「納税通知書」がお手元にあ
る方で、口座振替をご利用でな
い方は、納税通知書をお持ちの
上、納期限までに納付をお願い
します。

軽自動車税の納期限は
5月31日（火）です

士別警察署かわら版

伊勢志摩サミット等の 警備にご協力を！

本年4月10日から広島県で開催される
外務大臣会合を皮切りに、5月26日から
2日間、三重県伊勢志摩において第42
回主要国首脳会議が開催されます。

これに伴い、警察から次のことについ
てご協力をお願いします。

- ◆伊勢志摩サミットの開催に伴い、空港や港、駅な
どの警戒警備が強化されます。
- ◆不審な人や車、物などを発見された場合は、警察
への通報をお願いします。



士別警察署 代23-0110

国民年金の請求手続き



老齢基礎年金は原則として65歳の誕生日の前日から手続きができ、支給は65歳の誕生月の翌月分からです。

年金は、「受給開始年齢になれば黙っていてももらえる」という訳ではありません。本人からの請求手続きがなければ支給されませんので、必要な書類を揃えて最寄りの年金事務所もしくは役場の年金窓口などで請求してください。

請求手続きの前に、もう一度確認しましょう

1. 基礎年金番号と異なった記号番号の年金手帳、また記載されている氏名などに間違いがある、年金手帳が2冊以上ある場合
2. 転職などで厚生年金の被保険者期間がきちんと記録されているかどうか不安のある場合（過去の職歴をすべて書き出しておく）

⇒年金手帳・印鑑を持参し、最寄りの年金事務所へ！

受給資格期間が足りない、年金額を増やしたい・・・

1. 受給資格期間（原則として最低25年）を満たしていない方
2. 年金額を満額に近づけたい方

⇒任意加入制度の利用がおすすめ！

※ 60歳以後も65歳になるまでは任意加入することができます。ただし、任意加入については60歳以後、加入を申し出た月からとなります。

請求手続きに必要なもの

1. 必ず必要なもの
 - (1) 年金手帳
 - (2) 戸籍謄本
 - (3) 本人名義の通帳
 - (4) 印鑑
2. 人によっては必要となるもの
 - (1) 本人又は配偶者の年金証書（他の公的年金を受給している方）
 - (2) 住民票
 - (3) 年金加入期間確認通知書（共済に加入したことのある方）
 - (4) 本人の源泉徴収票または課税・非課税証明書

⇒その他の必要な書類については年金事務所に確認ください

年金の支払日

毎年、偶数月の15日（金融機関の営業日が土曜日・日曜日・祝日の場合はその前日の営業日）の年6回に分けて、支給月の前2ヶ月分が支払われます。

●詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課戸籍年金係(35-2124)へお問い合わせください。●

幌加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所：〒070-8505 旭川市宮下通り2-1954-2 電話：0166-25-5589

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料率の見直しについて～

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成28・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

●均 等 割 (被保険者が等しく負担)	平成26・27年度 (年間) 51,472 円	→	平成28・29年度 (年間) 49,809 円 (1,663 円減)
●所 得 割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成26・27年度 10.52%	→	平成28・29年度 10.51% (0.01 ポイント減)
●賦 課 限 度 額 (1年間の保険料の上限額)	平成26・27年度 57 万円	→	平成28・29年度 57 万円 (変更なし)

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

平成27年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数)



平成28年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)

◆ 保険料の計算方法 (平成28年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均 等 割 【1人当たりの額】 49,809 円	+	所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得 - 33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額 57万円】 (100円未満切り捨て)
---------------------------------------	---	---	---	---

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成28年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

■ 保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		平成28年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	➡	4,980円	約 200円減
33万円	8.5割軽減	➡	7,471円	約 300円減
33万円＋(26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	➡	24,904円	約 800円減
33万円＋(48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	➡	39,847円	約1,300円減

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

■ 年間保険料額の例

● 単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成28年度	前年度比
80万円	9割	—	4,900円	200円減
153万円	8.5割	—	7,400円	300円減
168万円	8.5割	5割	15,300円	300円減
194万円	5割	5割	46,400円	900円減
194.5万円	5割	5割	46,700円	16,300円減
211万円	2割	5割	70,300円	1,300円減
215万円	2割	—	105,000円	1,400円減
216万円	2割	—	106,000円	11,700円減

● 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成28年度	前年度比
80万円	夫妻	9割	—	4,900円	200円減
			—	4,900円	200円減
153万円	夫妻	8.5割	—	7,400円	300円減
			—	7,400円	300円減
168万円	夫妻	8.5割	5割	15,300円	300円減
			—	7,400円	300円減
211万円	夫妻	5割	5割	55,300円	900円減
			—	24,900円	800円減
220万円	夫妻	5割	—	95,300円	900円減
			—	24,900円	800円減
221万円	夫妻	5割	—	96,300円	16,400円減
			—	24,900円	16,200円減
262万円	夫妻	2割	—	154,400円	1,400円減
			—	39,800円	1,300円減
264万円	夫妻	2割	—	156,500円	11,700円減
			—	39,800円	11,600円減

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話 011-290-5601

幌加内町役場 後期高齢者医療係

電話 35-2124

「特定健診を受けましょう」

ご自身の健康状態を確認するために、健診を受けることは重要です。特定健診は、40～74歳の保険加入者を対象として実施している健診です。1年に1度特定健診を受診し、生活習慣の改善が必要な方は、保健指導を受けましょう。



【特定健診とは】

日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診を行います。

【特定保健指導とは】

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをします。

【メタボリックシンドロームとは】

内臓脂肪の蓄積を基盤として、「高血糖」「高血圧」「脂質異常症」などの生活習慣病が複数合併した状態のことを言います。生活習慣病のひとつひとつは軽微でも、複数の異常が集積することで、動脈硬化が進行し、脳卒中や心筋梗塞などを引き起こす危険性が飛躍的に増加すると言われています。

【特定健診の受け方】

ご自身が加入している医療保険者（国保の方は幌加内町役場へ、会社等へお勤めの方とその方の被扶養者）は、お勤め先までお問い合わせ下さい。

【国保加入者の方の特定健診日程について】

今年も7月に集団健診を実施いたします。例年より少し遅い日程になっていますが、ぜひこの機会に受診してください。

月 日	時 間	会場 (対象地区)
7/13 (水)	9:00～10:00	朱鞠内老人クラブ (朱鞠内)
	13:00～13:30	添牛内コミュニティセンター (添牛内・北星・大曲)
7/14 (木)	9:00～10:00	政和コミュニティセンター (政和・新富)
	13:00～14:00	沼牛研修センター (下幌・沼牛・弥連内・新成生)
7/20 (水)	9:00～11:00 13:00～15:00	保健福祉総合センター (幌加内市街地等上記以外)
7/21 (木)	9:00～11:00 13:00～15:00	保健福祉総合センター (幌加内市街地等上記以外)

幌加内町では、39歳までの方を対象にした30代健診、75歳以上の方を対象にした後期高齢者健診も同時に実施しておりますので、ぜひご利用ください。(近くなりましたら、IP告知端末などでご案内いたします)

6月の健康/カレンダー

●乳幼児・児童に関する行事

フツ化物塗布	8日(水)	双葉保育園	15:30～16:30
	9日(木)	みゆき保育所(朱鞠内)	10:30～10:45
乳幼児相談	15日(水)	保健福祉総合センター	14:00～15:00
子育て教室	23日(木)	農業活性化センター	10:00～11:30
乳幼児予防接種	7日(火)	町立病院	15:00～16:30
	14日(火)		
	21日(火)		
	28日(火)		

●成人・老人に関する行事

老人健康相談	1日(水)	母子老人クラブ	10:00～11:30
	9日(木)	添牛内老人クラブ	10:00～11:00
	10日(金)	幌加内老人クラブ	10:00～11:00
	13日(月)	政和老人クラブ	10:00～11:00
	22日(水)	朱鞠内老人クラブ	10:00～11:00
乳・子宮がん検診	16日(木)	保健福祉総合センター	受診案内をご覧ください

健康まんが

第198回

「健診を受けたあとも大切」



ニュー・ウインド NEW WIND 社会教育からのお知らせ

高齢者いきいき大学

【日 時】平成28年6月10日(金)10:30～11:40
 【場 所】幌加内町高齢者コミュニティセンター
 【対 象】各地区老人クラブ会員
 【内 容】『日本最寒地のピオトープ』
 ～庭の生き物が教えてくれること～
 【講 師】内海千樫 氏 (字雨煙内)
 【参加料】無料

子ども芸術劇場・人形劇

【日 時】平成28年6月25日(土)
 開場 13:45 上演 14:00～
 【場 所】町民研修センター「大講堂」
 【対 象】幼児・小学生・保護者
 【入場料】無料
 【上演作品】

人形劇「おだんごぼん」

おばあさんが作ったほっかほの
 かのおいしそうなおだんごぼん。
 窓の下で冷ましてしていると……
 こころろ転がって逃げ出し
 ちゃった～！ロシアの民話をお
 歌と手遊びで一緒になって楽し
 める、参加型の人形劇です。

(上演時間 50 分)



山村広場のご利用について

5月14日(土)より山村広場を開放いたします。

今年度も整備工事のため一部利用できない区域がありま
 すので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

ご利用の際はケガのないよう安全な使用をお願いいたし
 ます。

【利用規制区域】

テニスコート(全面)、遊具場(一部)、遊歩道(一部)
 ※利用規制区域の開放時期は別途お知らせいたします。

【使用可能時間】6:00～21:00

※夜間照明のない施設は日没までとなります。

【使用申込み・お問い合わせ】

教育委員会社会教育係(電話 35-2177)



図書室だより

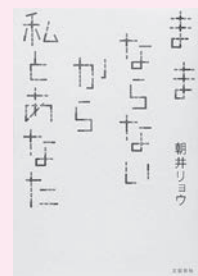


◇今月のあたらしい本

- ・彼女に関する十二章 中島京子／著(中央公論新社)
- ・向田理髪店 奥田英朗／著(光文社)
- ・防諜捜査 今野 敏／著(文藝春秋)
- ・ままならないから私とあなた

朝井リョウ／著(文藝春秋)

正しいと思われることは、本
 当に正しいのか。読者の価値観を
 心地よく揺さぶる2篇を収録。



生涯学習カレンダー

5月	17日(火)	おはなしぴよぴよ	子育て支援センター	11:00～
	18日(水)	町内合同清掃活動	幌加内市街 朱鞠内市街	
	19日(木)	チビッ子英語クラブ	アトリエ	1年生 15:15～ 2,3年生 16:00～
	20日(金)	チビッ子英語クラブ	アトリエ	4～6年生 15:40～
	28日(土)	おはなしにこにこ	図書室	11:00～
6月	10日(金)	高齢者いきいき大学「日本最寒地のピオトープ」	高齢者コミセン	10:30～
	14日(火)	おはなしぽかぽか	みゆき保育所	10:00～
	16日(木)	チビッ子英語クラブ	アトリエ	1年生 15:15～ 2,3年生 16:00～
	17日(金)	チビッ子英語クラブ	アトリエ	4～6年生 15:40～
	21日(火)	おはなしぴよぴよ	子育て支援センター	11:00～
	25日(土)	おはなしにこにこ 子ども芸術劇場 人形劇「おだんごぼん」	図書室 町民研修センター大講堂	11:00～ 14:00～

議会だより

No.183

編集：議会広報特別委員会

平成28年 第1回臨時会（1月20日）

平成28年第1回臨時会が1月20日に開会され、承認1件、議案7件が提出され原案のとおり決定し、同日に閉会しました。

こんなことが
決まりました

第1回臨時会を開催！

（H28年1月20日）

専決処分

○町税条例の一部を改正

平成28年度与党税制改正大綱が平成27年12月16日に決定され、一部の手続きにおける個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことにより、当町の税条例を変更するもの。

条例改正

○町長等の給与に関する条例の一部を改正

・人事院勧告に基づき期末手当の支給割合を年間4・1ヶ月分から4・2ヶ月分とし、平成27年12月1日から適用するもの。

○職員の給与に関する条例の一部を改正

・人事院勧告に基づき、1級の初任給を2500円引き上げるとともに、給料を平均0・4パーセント引き上げ、平成27年4月1日から適用するもの。

○町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

・人事院勧告に基づき期末手当の支給割合を年間4・1ヶ月分から4・2ヶ月分とし、平成27年12月1日から適用するもの。

補正予算

○平成27年度幌加内町一般会計補正予算（第7号）

・テレビ中継局保安林解除申請図書作成委託料として270万円を追加したが、職員給与費（人事院勧告に基づく給与改正）等により3042万8000円を減額とした。

○平成27年度介護保険特別会計補正予算（第4号）

・介護福祉士の人件費4千円を増額し、介護予防の拠出費用を対象者減とし同額を減額、補正額0円とした。

○平成27年度幌加内町国民健康保健病院事業会計補正予算（第4号）

・職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、医師給から事務職給までの増減などにより4343万円を減額とした。

○平成27年度幌加内町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

・政和簡易水道施設の配水ポンプの1基が経年劣化により、修理不能による更新等により107万6000円を追加した。

議会の様子をホームページで
見ることができます！

議員の活動や広報など掲載しています。

議会ページは町ホームページから見るができます。

平成28年 第1回定例会(3月8・15・17日)

平成28年第1回定例会が3月8日に開会され、2名が一般質問、報告3件、議案34件、動議案1件が提出され原案のとおり決定し、17日に閉会しました。

こんなことが 決まりました

第1回定例会を開催！

(H28年3月8日)

専決処分

○町税条例の一部を改正

・平成28年度与党税制改正大綱が平成27年12月16日に決定され、一部の手続きにおける個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことにより、当町の税条例を変更するもの。

条例改正

○町長等の給与に関する条例の一部を改正

○職員の給与に関する条例の一部を改正

○町議会議員の議員報酬及び費

用弁償等に関する条例の一部を改正

・人事院勧告に伴い、27年度からの給与改定を実施するにあたり、勧告に基づいた給与表をすべて改正し、期末勤勉手当の支給割合を年間4・1ヶ月分から年間4・2ヶ月分とするもの。

補正予算

○平成27年度幌加内町一般会計補正予算(第7号)

・政和浄水場の修繕等により、107万6000円を追加したが、人事院勧告による給与、手当の改正の変更等により304万28000円を減額とした。

○平成27年度幌加内町国民健康保健病院事業会計補正予算(第4号)

・職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、医師給から事務職給までの増減など

により4343万円を減額とした。

○平成27年度幌加内町簡易水道事業特別会計補正予算

・政和簡易水道施設の配水ポンプの1基が経年劣化により、修理不能による更新等により107万6000円を追加した。

こんなことが 決まりました

第1回定例会を開催！

(H28年3月15日)

新規条例

○幌加内町行政不服審査会条例

・行政不服審査法の全部が改正され平成28年4月1日から施行することに伴い関係条例を整備するもの。

○行政不服審査法の全部を改正

する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

・行政不服審査法の全改正に伴い関係条例を整備するもの。

条例改正

○幌加内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正

・人事行政の好評報告及び公表の整備に伴い改正するもの。
・地方公務員法の改正による法律整備のため改正するもの。
・行政不服審査法の改正による整備のため改正するもの。

○証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正

・農業委員会法および行政不服審査法等の関係条例を整備するため改正するもの。

○幌加内町農業振興資金条例の一部を改正する条例

・農業協同組合法等の一部を改正するに伴い本町の農業振興資金条例を整備するもの。

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

・地方公務員法および学校教育法

等の改正により整備するもの。

○地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

・地方公務員法の改正に伴い関係条例を整備するもの。

○幌加内町職員定数条例の一部を改正する条例

・病院再編に伴い整備するもの。

○職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

・病院再編に伴い文言修正および定年退職の特例に関わる医師の雇用について改正するもの。

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

・地方公務員法および行政不服審査法等の整備に伴い改正するもの。

○幌加内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

・自然災害等による職員の本手当およびへき地医療の医師確保が困難となることから関係条例を整備するため改正するもの。

○幌加内町国民健康保険条例の一部を改正する条例

※制度の詳細は広報ほろかない4月号をご覧ください。

○幌加内町診療所設置条例の一部を改正する条例

○幌加内町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○幌加内町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○幌加内町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の廃止

・病院再編に伴い、国保病院から一般診療所に変更となるため改正するもの。

・高額療養費貸付事業廃止により改正するもの。

・平成28年7月1日から幌加内診療所、政和診療所として会計処理運営を行い事務の効率化を図るため改正するもの。

・現幌加内町国民健康保険病院が再編することに伴い廃止のため地方自治法の改正が反映されていないことに伴い改正するもの。

○幌加内町持ち家建設促進条例の一部を改正する条例

・幌加内町持ち家建設促進条例の安定化を図ることに伴い改正するもの。

計画の策定

○幌加内町第7次総合振興計画の策定についての件

・平成27年度から平成36年度までの10年間にわたる本計画の策定目的、構成と期間、計画推進にあたっての考え方と町の様子、今後の町づくりの計画を策定するもの。

○幌加内町過疎地域自立促進市町村計画の策定についての件

・現在の過疎地域自立促進特別措置法の執行期間が6年間延長されることにより、平成32年度までの計画を策定するもの。

路線認定

○町道の路線認定についての件

・旭川開発建設部から旧道処理の完了を受け、必要とする道路部分の使用申請が先に必要となることから町道の認定をするもの。(旧国道275号線の一部)

補正予算

○平成27年度幌加内町一般会計補正予算(第8号)

・個別業務システム改良業務委託料等を追加したが、地域集積協力金交付事業補助金や道営幌加内西部地区畑地帯総合整備事業負担金の減額などにより800万9000円を減額とした。

質疑 春名議員

Q 公営住宅わかば団地の建設工事費が2割ほど減額になった要因は。

A 当初予算では、2棟8戸とし1棟4戸をばらばらに積算していましたが、経費的な関係から2棟分を合算して発注したことにより、基礎の関係

でくい打ち工法が取りやめとなったことなどにより減額となった。

質疑 春名議員

Q 地方交付税、特別交付税の最終的な決算見込みは。

A 特別交付税がまだ確定しておらず見込みとなりまして、交付税全体で23億8788万円の試算となり、留保財源の予定は1億6000万円ほどの見込み。

○平成27年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

・一般被保険者療養給付費等の追加により、107万円を増額とした。

○平成27年度幌加内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

・後期高齢者医療広域連合納付金の確定により173万6000円の減額とした。

○平成27年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第5号)

・町立病院の介護療養病床入院患者の減少による施設サービス給付費や、地域密着型サービス給付費などの減額により1350万円を減額とした。

○平成27年度幌加内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)

・償却資産の建物に、未償却としてきた資産があり未償却資産過年度分の減価償却費を特別損失として計上したことにより、特別損失1億6714万8000円を追加とした。

○平成27年度幌加内町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)

・南3丁目の宅造住宅内での漏水箇所修理等のため23万1000円の増額とした。

予算審査特別委員会の設置

委員会の質疑・応答は広報ほろかない6月号に掲載します。

一般質問



小関議員

答弁

町長

A 「ほろかないそば」の経済効果について過去に何度か試算をした。また昨年11月に札幌で石破地方創生大臣とお会いすることができ、町の地方創生の取り組みを何点かお話しさせていただき、そばについての経済効果に大変興味を持っていた。

Q そばを活用した地域振興は？
A 六次化産業による地域活性化に邁進したい

質問1

Q 「幌加内そば」等を町内の農業、商業、学校、行政の農商学官の連携をもとに加工し、まるごと幌加内を味わってもらい六次産業を生み育てることで、付加価値の波及効果を広める取り組みが急がれるが、どのように取り組むのか？

その試算では年によって変わるが昨年実績で種子を差し引いて、約5万6200俵を販売でき、仮に1表1万2000円とした場合、原そばで6億7400万円になる。原そばを製粉し、そば粉にした場合は、1770tのそば粉ができ国産最高級そば粉ということで、仮に1キロ単価1000円で販売したとすれば、17億7000万円になる。そのそば粉を店に出して「そば」として提供すると約103億超えとなる。

また、地元ではどのくらいお金が落ちているのかという試算では、町内でも製粉の加工業者が随分増えている、お店で出すそば等を推計すると、9億円程度ということ推計している。

今後は「幌加内そば」全量を地元で提供するということは、

まず不可能ですが地元の取り組みも進んできているので、更に六次化産業に進めまして新しい雇用創出、地域の活性化に結び付けたい。

質問2

Q 現在本町における登録品種のそば「ほろみのり」を独自に活かして、お米、ジャガイモ、森林にある山菜、これらとマッチングさせ幌加内限定ブランドとして加工販売を見据えた取り組みと専門部署を創設してはどうか？

答弁

町長

A ほろみのりの作付面積150ヘクタール程度で全体の5パーセント推移している。また、1部、PR用としての宣伝要素が多く町外へも出荷しているが、ほぼ全量が町内で消費をしているので希少価値が出て一定の人気も保たれている。仕掛け方によっては、まだまだおもしろい素材だと思う。

もう一点は幌加内町の他の農産物を活かして加工や販売。これは当然やっていかなければならないと思うが、行政としては振興公社の設置条例に書かれている農産加工研究センターとい

う名称のもと開発や販売など公社で担うところなので、その機能を公社の方で強化をして進んでいきたいということで検討をしている。

再質問

Q ほろかないそばの品種キタワセソバですが、これは全国どこでも作っています。そうすれば、本町がわざわざ登録品種（ほろみのり）としているものを、なぜ幌加内は活かしていけないのか。

加工施設として振興公社が行っているということですが、その振興公社が今後、その取り組みでできる体制にあるのか地域創生と言われるなかで本町が今後取り組みむべき課題がこの点にあるのではないかと。

答弁

町長

A ほろみのりという素材は、平成16年3月3日に幌加内町として種苗登録をした。

その特徴としてはそばの花は無限新育成ということで次から次に花が咲くので非常に収穫期が難しく、有限新育成で一気に開花して、一気に結実すること収量のアップが図られる品種。

町が種苗登録をした後に、当時ほろみのりをどうするかは農協とも相談をした。それはキタワセと混搬して、生産者の収量を上げるのか、あるいはほろみのりを単品で売り出していくのか町としてはどちらでも構いません。

当時の農協としては、ほろみのりは単独で販売を進めるとのこと、振興公社が開発部門を担っている。振興公社ができた当時は、私も直接職員として関わってきたが、いろいろなものを作って営業に回っても、行政としての壁があった。特に、単価一つ決めず販売し、一般会計に通ず、あるいは条例化する。こういった煩雑な要素があったので振興公社にした。開発は行政のスタンスとして、力を入れて頑張るが今現在、振興公社に能力があるかどうか、これからまた検討して一緒に力を入れていきたいと考えている。

また、公社だけでできないものについては、生産者の皆さん、農協の皆さん、商工会の皆さんと一緒に頑張っていくことが、行政の役割だと認識している。

質問3

Q 昨年、交流プラザのそば店において行政および地元とのそば打ち団体等の協力を借りて10月にそばフェスタ感謝祭が開催され好評のうちに終わりました。

地元で手打ちそばや様々な事業を展開する団体があるとするば専門のフードコートそば店などを本町に作ることはできないのか？

答弁 町長

A 昨年、実施しましたそばフェスタ。これは各関係団体の協力を得まして2ヶ月間にわたり延べ12日間、1500食ちよつとを売り上げ非常に盛会だったと伺っている。

町内には有段者が沢山いて、新そばまつりや町外のイベントなどの「幌加内町そば」の発信に絶大なるご尽力を賜っているところであり感謝する。

現在、交流プラザの空き店舗については入っていただけのテナントを募集している。

先般、全道版になったところ何件か問い合わせがきているが、やはり通年営業できるテナントに入ってもらおうのがベスト

だと考えている。交流プラザについてはフードコート的な場所、昨年のイベントも好評だったということもあるので検討していく。

Q 国道275号の道路標識設置改修

は？

A 標識の設置位置について強く要望していきたい

質問

Q 連日の降雪によって国道275号線、国道脇だけ

ではないが雪山になって一般の地上設置の道路標識はほとんど隠れて見えない。

本町は6ヶ月にも及ぶ長い冬の期間があり今までも町内会、自治区等によって何度も関係機関に要望を提出し、この道路標識の改修も含めて安全性を高める要望をあげてきた。国道275号線は本町でも主要な道路であり、小中学校の通学路にもなっている。当然、歩道の除雪もされていますが交差点等々においては車両からの認識、ま

た歩行者からも十分認識されにくい状況でもある。

遠方からでも通行車両が認識しやすく、また交通事故への啓発のうえでも道路頭上に道路標識の設置を強く望むが、地元住民の要望をどのように受け止められているのか？

答弁 町長

A 今年、国道脇の雪山も例年になく高さになった。2月に幌加内自治区長から道路標識が除雪により雪に埋もれて見えなくなっているとの連絡を受け、建設課から開発局へ道路標識付近の除雪をお願いした。

標識の設置位置については公安委員会が管轄しているので幌加内駐在所を通じて標識を高くしてもらえよう強く要望している。また公安委員会からすると、ひとつ峠を越えたとき雪の量が違うのを認識してもらうのが難しいので強く要望していきたい。



一般質問



中川議員

Q 農業後継者の配偶者確保対策の充実

を!!

A お世話する人材の育成活用を積極的

質問1

Q 町長の施政方針の中で農業後継者の配偶者確保対策にも言及されており、新年度

予算において、農業後継者交流補助金が計上されている。この事業の内容について伺いたい。特に近年は後継者がUターン、新規就農の形で沢山帰ってきている。

後継者が配偶者を得て親世代と離れ新居を建てる場合には持ち家制度に更に向かわせ、助成額をあげるなど、大胆な対

策も必要ではないか。新たな取り組みや企画があるのか。

答弁 町長

A 本町の農業後継者で配偶者がおられない方で現在経営主になっている方を含めて19名程度と考えている。

新年度予算で農業担い手対策費として交流補助金を計上しているが、これについては農協で開催している交流会事業に対しての補助金の予算計上である。

この交流会事業は年に3回開催催されており、3回の内1回は幌加内町ふれあいの家で開催をされ朱鞠内湖やそば関連施設の視察なども含めて幌加内町の知名度アップにも貢献されているので引き続き支援をしていきたい。安定した農業経営を行っていくためにはしっかりとした家庭の構築、家族の支援これは必要不可欠であると考えている。本町に対策が必要とする後継者の発掘、それをお世話する人材の育成、活用を積極的に図って

いきたい。本町の場合は商工業者も含めて同じように配偶者の確保に困難を極めている方が沢山いる。町の定住対策、住環境の整備、子

育て支援の拡充など、意欲ある町づくりに取り組んでいきたい。

答弁 町長

Q 臨時職員の待遇改善について

A 更に賃金面での改善は必要

質問2

Q 臨時職員の待遇改善の問題について質問する。当初はそれほどではなくても経年と共に正職と臨時との相当の格差がでてくることは事実である。地方公務員法との関係で言えば1年以上の雇用については正職員として雇用しなければならぬという規定になっている。長期にわたる職員の採用について基本的には正職員として採用すべきである。そういった臨時職員については可能な限り正職員として採用する。正職として採用できない場合でも基本給やボーナス、各種手当などで正職員との格差を少しでも縮小する改善が必要ではないか。この問題に取り組む基本的な姿勢あるいは改善の方向性について考えるところをお伺いしたい。

A 今現在の臨時職員の実態では本年度の一般会計において臨時職員は47名。期間限定、冬期間の除雪関係で12名、夏場の100年公園管理で2名、これを引くと通年雇用が33名となっている。

臨時職員を正職員に採用すべきとのことだが、これについては雇用する際には条件等を示し職務内容も基本的には比較的責任の負わない業務内容としており、また、免許、資格こういったものが需要で特殊な業務については賃金面でも一定の差をつけているところであり、今現在、臨時職員の皆さんには納得をいただいているものと考えている。今勤められている臨時職員を、そっくりスライドして正職員にするということは考えていない。賃金格差は最近職員の改定率マイナス勧告があってもマイナスにはしていない。また年末には一定の報償金の支給をしている。

新年度においては一般事務職については経験年数により従来日給だったものを月給にすることで単純計算で8パーセント以上の改善になる。私自身は更に

賃金面でも改善は必要というところで今ある区分を、もう少し細分化して経年と共に少しずつ上げていきたいというふうに考えている。

★ 議会を傍聴してみませんか ★

定例会は3月・6月・9月・12月の年4回開催されます。傍聴の手続きは簡単、受付簿に「住所」「氏名」を書いていただければ結構です。

議会の
開催
時期

- ・第1回定例会 3月中旬
- ・第2回定例会 6月中旬～下旬
- ・第3回定例会 9月中旬
- ・第4回定例会 12月中旬～下旬

議会事務局／役場3階 ☎ 0165-35-2121 (内線373)

わたしの一言



小林 四郎さん

近年、異常気象で災害が増えて来ている中、またも未曾有の被害をもたらした熊本地震が発生、被災された皆様方には心からお見舞いを申し上げますと共に1日も早い復興を願っています。

高齡化社会を迎えた今、新しいふれあい社会の実現を目指すには、地域で支え合う体制づくりが必要になってきていると思います。

私は、「そば」により町の活性化を図るため、町民の皆様はもとより行政機関、関係団体等に長い間、支えて頂きその活動を無事に終えることができました。大変お世話になりましたことに厚くお礼申し上げます。

私は、地域の皆様との絆を大事にして「自ら活動して他を動かす」は長寿なりを常に己の進路に求め、微力ですが、地域振興、発展の一助となれるよう努めますので、今後ともよろしく願っています。

梶加内町の発展のためには、行政と議会は車の両輪のように同じ方向を向き進んでいかなければならないと思います。そこに安定性を出すためには、そこで働く役場職員と我々住民が加わった四輪駆動で町の発展を築いていかな



日本経済の未来は、あなたの調査票から。

経済センサス

活動調査

平成28年 6月1日 全国すべての事業所・企業のみなさまが対象です

調査は、事業所の形態により、以下の2種類の方法のうち、いずれかでを行います。

○支社などがない単独の事業所には、調査員が訪問して調査票を配布 ○支社などがある企業等には、国が本社などに傘下の支社分の調査票をまとめて郵送

平成28年 6月1日 **全国すべての事業所・企業が対象です。**

一調査票は平成28年5月末までにお届けします。ご回答、よろしくお願いいたします。一

※この調査は統計法に基づき基幹統計調査で、調査に回答する義務があります。 ※回答いただいた内容は統計作成の目的以外（販の買付など）には、絶対に使用しません。

インターネットで
ご回答ください。

<http://www.e-census2016.stat.go.jp/>

経済センサス2016

検索

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。



今月の表紙

上杉周大氏、そばの里大使就任!

4月23日(土)、テレビ番組「ブギウギ専務」をはじめ、多数のCM出演などで、今や全国区のタレントとして活躍されている上杉周大氏が、幌加内そばの里大使に就任されることになりました。政和地区には大使の畑でそばを育てますので、ぜひ見に来てください!



Public Relations Magazine

Horokanai



広報ほろかない5月号
2016 MAY No.725

編集室から

八寝八勤八勝負という言葉があります。意味は、1日24時間のうち、周りの皆さんはほぼ共通に、8時間の睡眠と8時間の仕事(学生では勉強)をしています。残りの8時間をどのように使うかはあなた次第です。まさに勝負の時間です。

学ぶことも、遊ぶことも、休むことも大切な時間です。有限の時間を大切に、有意義に使うことを心がけてはいかがでしょうか。

町の人口

Population

(4月末現在)



世帯数 815世帯
(前月比+25)

人 1,567人
(前月比+17)

男 778人
女 789人

ご厚志に感謝します

◆一般寄付(ふるさと納税)◆

4月6日 猪谷 祐介 さん
高畑 恵 さん

4月18日 原井 美佳 様(札幌市)

4月21日 中山 孝 様(江別市)

4月25日 三嶋 康司 様(宮城県)

4月25日 小柳 伸司 様(札幌市)

ご結婚おめでとう

ひとのうらやま